

決算特別委員会審査報告書【福祉教育常任委員会所管分】

令和3年9月13日、午前9時から議場において、委員13名及び議長、町長、副町長、教育長並びに所管の課長の出席を得て、決算特別委員会（福祉教育常任委員会所管分）を開催し、令和3年9月7日の本会議で当委員会に付託された認定第1号、第2号、第3号及び第9号について審査をいたしましたので、その経過並びに結果を報告いたします。

出席者：石田照子委員長、山崎政司副委員長、瀬戸恵津子委員、和田成功委員、熊澤友子委員、鈴木登志子委員、瀬戸顯弘委員、瀬戸伸二委員、清水 明委員、府川輝夫委員、遠藤和秀委員、堀口恵一委員、富田陽子委員、児玉洋一議長

町出席者：町長、副町長、教育長、保険健康課長、福祉課長、定住対策課長、学校教育課長、生涯学習課職員（池谷主幹、加藤副主幹）

はじめに、認定第1号 令和2年度山北町一般会計歳入歳出決算認定について、補足説明はなく直ちに質疑に入りました。

「歳入の質疑はありませんでした。」

「歳出」

和田委員：71ページの児童福祉総務費の中で、病児保育事業について登録者数、利用実績等、説明願いたい。

福祉課長：病児保育ですが、開成町で実施しているピーターパンです。負担金としましては167,046円の決算でした。令和2年度の登録者数が11人、利用された回数が7回となっています。また、今日現在では、登録者数が12名となっています。

和田委員：以前よりは、登録者数及び利用回数が若干ではあるが増えている。また、普及、啓発に向けて取り組んでいるのは承知しているが、中々、登録者数も利用回数も増えないという所を見て、病児保育のあり方とか、今後見直しを含めて検討していく考えはあるか。

福祉課長：場所が開成町にありますので、使いにくいという面は確かにあると

思います。しかし、5町で実施していますが、山北町で単独で行うということは現実的ではありませんので、ちょっと遠いのですが、開成町で行っているものに山北町も乗っかると、その基本的な方針は変えようがないと思っております。

ただ、こういった事業があって、いざという時には、預かってくれる所があるんですよ、ということは、常に保育園・こども園を通じてPRをしています。

また、緊急事態宣言が9月末まで延長されますが、その関係で、出来るだけご家庭で保育ができる方は、ご協力をお願いしますということを保護者の方をお願いをしました。その中で、もしかしたら、発熱してしまった、でも仕事に行かなくては行けないと、そういうこともあるかと思い、改めて緊急事態宣言の延長に伴って、こういった、このような事業がありますよ、ということをしてPRさせていただきました。この2週間ほどで、登録者数が5名ほど一気に増えた、ということがありますので、定期的にPRしていきたいと思っています。

瀬戸恵津子委員 : 67ページの外出支援事業サービスに関し、コロナ禍により登録は増えているのか。登録者数、利用者数について説明願いたい。

福祉課長 : 登録者数は令和2年度105名、令和元年度95名になっております。登録者数は10名ほど増えており、利用回数は令和2年度394回、令和元年度370回となっています。

瀬戸恵津子委員 : 外出支援事業サービスは介助員が必要だが、介助員も高齢化している、町と社協の連携ができるようにならないのか。

福祉課長 : 委託している社協からは介助員が不足しているとは直接聞いていません。また、ボランティアが不足しているときは社協職員が対応していると聞いています。社協から申し出があれば、広報で募集することもできます。保険健康課の介護ボランティアポイントのボランティアに声をかけるなどしたいと考えております。

鈴木委員 : 介護ボランティアについては、平成27年度に小学生以上を対象にスタートした。実績報告書に登録者は15名とあるが、この制度は地

域の力を活かすものである。福祉課長が答弁したように、外出支援サービスなども含め拡大していく方法を考えたほうがよいと思うが、どのように考えるか。

保険健康課長 : 令和元年度の10月に町内小中学校向け、成人式に新成人に向けて介護ボランティア制度のチラシを配布しました。保護者からの問合せが1件あり、ゴミ出しをお願いしたいと答えましたが、事故等の懸念があり登録には至りませんでした。しかし、配布後に、新成人ではありませんが、登録者は1名増えました。

鈴木委員 : 独居高齢者も増えて、ゴミ出しが大変との相談を受ける。中学校の通学途中に出すこともできるのではないか。子どもたちには地域の支えあいの大切さをわかってほしい。当初は、助け合いの精神を養えてよい制度だと思ったが、実績がない。登録が必要など、制度利用の縛りなく、取り組む方策を考えてはいかがか。

保険健康課長 : チラシ配布から2年が経過しますので、再び学校や成人式でチラシを配布し募集をして参ります。制度利用時の登録については、ポイント交換の仕組み上必要と考えますので、今後検討して参ります。

福祉課長 : 外出支援サービスの介助員の多くは、介護ボランティア登録をしています。福祉課は、高齢者からの相談を受けるので、保険健康課と連携を図っていきたい。

熊澤委員 : 避難行動要支援者支援事業について、地域によって登録状況が異なるのか。

福祉課長 : 608人の登録があるが、地域によってばらつきはないと考えています。

熊澤委員 : 要支援者をどのように支援するのか。登録して終わるのではなく、災害時に使えるものなのか。今後訓練など考えているのか。

福祉課長 : 608名の名簿は、各自治会長、消防山北出張所、民生委員児童委員で共有しています。実際名簿をもらって災害時に避難が必要な人

に優先的に活用してほしいとしていますが、活用についての訓練が必要だと考えています。今後、活用方法について自治会長に文書や口頭で示し、自治会の防災訓練で活用ができたかと考えています。

この登録者の定義は、自力避難が困難な方ですが、名簿を見ますと、自力避難が困難とは言えない方もかなり含まれています。これは、災害時に不安であるとして登録しておこうという方が、それなりにいるのではないかと推測しています。それを否定はしませんが、この名簿を真に有効とさせるためには、災害時に避難困難者の元へ優先的に行けるような名簿を作っていく必要があると考えています。

熊澤委員 : 高齢者は日々状況が変わる。その辺も考えてほしい。

福祉課長 : 熊澤委員のおっしゃったことも含めて考えていきたいと思います。

瀬戸恵津子委員 : ともしびショップさくらについて、令和元年4名で、令和2年2名になっている。障害者の働く時間や内容等が変わったのか。

福祉課長 : 令和元年度も令和2年度も2名であり、変わっておりません。内容は障害者の雇用についての社協への助成です。

瀬戸恵津子委員 : 対象者の賃金ということか。

福祉課長 : 賃金自体はともしびショップを運営する社協が支払っています。町が賃金として払っているわけではなく、町が障害者を雇用しているということに対して賃金も含めて社協に助成しています。賃金にそのまま充てているということではありません。

瀬戸恵津子委員 : 昨今、障害者の報酬が低いことを含めて、長く継続されている方もいる。委託先の事業所にも心配りしてほしい。

福祉課長 : この事業は長く実施していますが、この事業を通じて次のステップにつなげるのが本来の事業です。最近では就労型のサービスが増えており、近隣ではこういった事業をしている自治体はありません。町としては、ともしびショップのお店があるので、障害者雇用をしてほしいと考えています。指導については社協と話しながら進めていき

たいと考えています。

堀口委員 : 障害者自立支援給付費に関し、対象人数、近年の状況について説明願いたい。

福祉課長 : 厳密には異なりますが、身体障害者567人、精神障害者85人、知的障害者128人。給付件数は1968件。個人によって提供するサービスによって異なります。給付費については、例えば、施設系だとそれなりになりますし、ヘルパー週1回だと少なくなります。

堀口委員 : 一番大きいとどの程度か。

福祉課長 : 施設系だと思いますが、月40万円程度になります。

堀口委員 : 近年の状況はどうか。

福祉課長 : 自立支援給付費としては、少しずつ増加しています。

鈴木委員 : 避難行動要支援者の対象者は900名と言っているが、そのうちの608名ということか。

福祉課長 : 対象者の考え方は、概ね75歳以上の方、要介護3以上の認定を受けている方、障害者手帳1、2級の方が基本、その他町長が必要と認めた場合となります。対象者数が900名と言われましたが、山北町の75歳以上の方は約2,000名、それ以外に障害者等もいるので母数はもっと大きくなります。

鈴木委員 : 高齢化率が40%以上で、後期高齢者も相当数いる。当初900名と言われていた。全体で考えるともっといるのではないか。

福祉課長 : あくまで自力避難が困難な方という前提があり、要件として、75歳以上の方となります。900名の数字は把握しておりませんが、608名は多いのではないかと考えています。今後は、真に支援が必要な方を登録する名簿にしたいと考えています。その結果、登録人数が減ってもよいと考えており、登録者数にはこだわらず、実効性のあるものにしていきたいと考えています。

鈴木委員 : 当初、この事業が始まる時に900名を想定していると記憶している。こういうシステムを作ることも大変。高齢者や障害者が増えていの中で、こういう支援事業はとても大事。数ではない。ぜひお願いしたい。

福祉課長 : 登録者数にこだわらないと申しましたが、真に役に立つ名簿でなければならないと考えています。自治会長に活用方法を示したりしながら、検討していきたいと考えています。

鈴木委員 : 緊急通報事業に関し、前年度から約8万円程減額になっているが、利用者が減っているのか。

福祉課長 : ほぼ横ばいですが、1台減っています。転出・死亡によるものです。山北町の独居高齢者の数からすると、少ないと感じています。民生委員に協力してもらい、訪問時にPRしてもらいながら利用につなげていきたいと考えています。

鈴木委員 : 使用料が個人負担になっている。利用が増えないのは利用に個人負担が掛かるからなのか。

福祉課長 : 町は、リース料・保守料を負担しています。使用料は通話料となりますので、町が負担することは考えておりません。

瀬戸恵津子委員 : 高齢者等一時保護事業に関し、利用が増えている理由は。

福祉課長 : 令和元年度は1名、令和2年度は3名利用しています。一人は20代知的障害者女性、一人は50代アルコール依存症の男性、一人は80代高齢者女性の方です。この制度を作った時に、自宅で高齢者が救急搬送されるも、点滴のみで入院できずに在宅に戻り、地域包括支援センターや福祉課、近隣住民の方が協力しても24時間見守れるわけではなく、事業化した経過があります。その結果、これまでに4件利用がありました。命を直接的に守ることにつながる事業です。この事業が最後にあるから思い切った支援ができると包括支援センター職員も話していました。今後も継続していきたいと考えています。利用増の理由はありません。

瀬戸恵津子委員 : どのような施設で保護をするのか。

福祉課長 : 町内の宿泊ができる介護保険施設と協定を結んでいます。特に年齢制限はありません。例えば、DVの疑いのある女性も使えます。先ほどの知的障害女性もグループホームに一時的に保護してもらいました。

鈴木委員 : 児童福祉費の不用額について、対象者の医療費の減という説明であったが、小児医療費の対象者が減ったという解釈でよいか。

福祉課長 : 小児医療費の対象者数が減ったということではなく、おそらくコロナの関係で、ある程度、受診控えが生じたのではないかと考えています。また、補正予算で減額しましたが、インフルエンザが流行しなかったということもあり、執行残となったものです。

富田委員 : 福祉タクシー運行事業に関し、利用回数が減っているのは、路線バスの利用増加が一つの要因なのか。

福祉課長 : 決算に係る主要な施策の成果並びに予算執行実績報告書に、路線バスの利用増加と書かれていますが、令和2年度から路線バスも使えるようになりました。回数が減っているのは、コロナの影響で外出控えになっていることが要因と考えられます。例年3月に一気に利用する方が多いのですが、令和2年度はこの現象がありませんでした。

富田委員 : 路線バスでも利用できるようになったが、コロナの影響で利用が少なかったということか。

福祉課長 : 路線バスの利用分は54,900円ですので、減ったのはコロナの影響と考えられます。

鈴木委員 : 高齢者虐待防止事業に関し、昨年度より若干増えているが、事業の内容について説明願いたい。

福祉課長 : 高齢者虐待の把握件数として、令和元年度7件、令和2年度8件でした。高齢者虐待防止ネットワークは実務担当者会議とその上の会

議を開催しており、その報酬費用です。

鈴木委員 : ネットワーク運営委員会は年に何回あるのか。

福祉課長 : 年2回です。実務担当者会議を1回、その上の会議を1回開催しています。

鈴木委員 : 障害者自立支援給付事業に関し、障害者福祉費の執行残が約850万円ある。補正予算で約1,200万円増額しているが、執行がわかってきた時点ではないかと思うが説明願いたい。

福祉課長 : 自立支援給付費の執行残です。補正予算では見込みで出しました。しかし、執行残となったのはコロナの影響もあったのかもしれない。執行率は約97%になっています。確かに、決して少なくない不用額であり、今後は少なくしていきたいと考えていますが、執行率約97%であったことを考えると、かなり正確な予算であったと考えています。

瀬戸恵津子委員 : 実績報告書の会計年度任用職員(フルタイム)経費の中に、英語補助教員設置事業が含まれているのか。

学校教育課長 : 令和元年度までは、英語補助教員設置事業にALTの賃金が含まれておりましたが、令和2年度からの会計年度任用職員制度移行に伴い、人件費が会計年度任用職員(フルタイム)経費に計上されました。なお、英語補助教員設置事業は、ALTが使用している自動車の経費や需用費等となります。

瀬戸恵津子委員 : 昨年、国際理解教育の推進は、他町にない山北町の特色であると説明を受けたが、人員配置や回数が増えていない。成果は上がっているのか。

学校教育課長 : 外国に由来のある方を採用し、幼児期から外国の文化に触れることで、外国への理解や親しみが養われると考えています。

教育長 : かつて山北町は小・中学校が7校ありましたが、現在は2校となっている中で、国際理解教育に力を入れるため、英語補助教員の配置人数を

変えることなく、幼稚園や保育園、こども園にも配置することで、小さいうちから経験を積むことができるようにしています。中学校の英語授業は日本語を使わないで行うなど、ALTを活用し、子どもたちが英語に触れる機会を持つことができた成果だと感じています。

熊澤委員 : 昨年度から始まった電子図書館についての成果は。

生涯学習課主幹 : 電子図書館につきましては、若い世代の読書離れに対応する手段として検討していましたが、新型コロナウイルス感染症予防対策として有効であることから、昨年11月より事業を実施しました。導入に伴う経費の内訳としましてはシステム導入業務委託料、システム使用料、電子書籍の購入費となっています。

通常図書と比較すると貸出冊数などもまだ少ないですが、小中学生に登録を促すなどして朝読書などにも活用できるように進めていきます。

富田委員 : 新型コロナウイルス感染症対策として開講したやまきた塾について、生徒や保護者の反応はどうだったか。

学校教育課長 : 4月、5月と学校が休校となり、その間、家庭学習支援は行っていましたが、受験生の学習に対する不安を解消するため、鹿島山北高等学校に講師を派遣していただき、中学3年生を対象に英語と数学の授業を実施しました。生徒との信頼関係もすぐに築くことができ、子どもたちもほとんど欠席することなく、アンケートでも全員が「来てよかった」と回答しています。保護者からも特にマイナスの意見等はありませんでした。

富田委員 : 一人ひとりの生徒に寄り添って指導されているのを見て、とても良かったと感じた。コロナや受験だけに関わらず、勉強が楽しくなるような学習支援を鹿島山北高等学校と連携して、今後も実施していくということは考えられないか。

教育長 : やまきた塾については、あくまでもコロナ対策として実施しました。今後の考え方としましては、まず、民間の事業者について、町内には大手塾ありませんが、近隣にはあることや、個人で塾を運営されている方

もおられます。町が公設で塾を開講することが良いことなのかということも検討しなければいけません。さらに、今回のやまきた塾は鹿島山北高等学校に協力をいただきましたが、現在もスクーリングが出来ない状況ではありますが、出張スクーリングを計画しているということもあり、昨年と同じように対応していただくことは難しいと考えています。

堀口委員 : 校内通信ネットワーク整備について、物理的には環境が整ったことになるが、別室からのオンライン授業や中学2年生への端末貸し出しを行ったと聞いているが、実際に在宅環境でのオンライン授業を実施することができるかテストはしたのか。

教育長 : 自宅のスマートフォンやパソコンを使用し、環境が整っていない家庭には貸し出しを行って、川村小・山北中においては動画配信を行い、三保小学校では双方向のオンライン授業を行いました。今後は、一人一台パソコンを活用して、金曜日や長期休業の際に自宅に持ち帰るなど、さらに活用できるよう検討しているところです。

和田委員 : ミスト設置工事について、効果はあったのか。

学校教育課長 : 昨年度は夏休みを短縮したこともあり、暑さ対策として、小・中学校、岸幼稚園、向原保育園、やまきたこども園にミストを設置しました。子どもたちも喜んでいと聞いています。

教育長 : コロナと熱中症の症状が似ているということから、まずは熱中症のリスクを避けるためにミストを設置したものです。各校・園では有効的に活用しており、コロナ対応に役立っていると思っています。

和田委員 : 設置場所や方法については、どのように決めたのか。

学校教育課長 : 設置場所等については、事前に各学校・園と相談して決めました。

和田委員 : 衛生面での管理はどうなっているのか。

学校教育課長 : 昨年使用後に一度撤去・清掃してから保管し、今年度は夏前に

職員が設置しました。

富田委員 : 修学旅行中止に伴う旅行券の配付とキャンセル料の支払いについて、保護者からの意見はあったか。

学校教育課長 : 小学校は日帰りで旅行に行くことができましたが、中学校は3月を予定していたためどうしても実施することができませんでした。そのため、期限のない旅行券を配付することで、コロナが落ち着いてから家族や友達と旅行に行ってもらえるようにお渡ししました。特に委員会へは意見はありません、今後有効に活用していただければと考えています。

教育長 : 小学校は山梨県と静岡県にそれぞれ日帰りで実施することができました。中学校は延期した後、緊急事態宣言の発令により実施することができませんでしたが、子どもたちも状況を理解しておりました。旅行券配付にあたっては、町長メッセージにもあったとおり、すぐに使うのではなく、高校卒業時や成人を迎えたときなど、記念となるようなときに使ってもらえるよう期限のないものを配付しました。

富田委員 : 旅行券の配付は先々のことも考えた上で実施していただいたということだが、コロナもすぐに収束するとは思えない状況なので、ただ延期・中止ではなく、なにか別のことを考えることができないのか。

教育長 : 今まで通りのものを実施することはできないだろうと考えています。次のステップに繋がるような修学旅行にしていかなければいけないということで、それぞれの学校でもいろいろと検討しています。小学校は密対策として、今年度はバスを使用する計画でした。バスの台数を増やし、学校ごとに行くような工夫をし、時期も12月に延期しましたが、最近子どもたちの感染も増えているため、ここで中止を決定しました。今後は、昨年と同じように日帰り旅行が実施できないか検討を始めたところです。中学校については、2泊3日の関西方面の旅行を予定していましたが、緊急事態宣言の関係で延期し、9月に長野方面へ体験活動を中心として1泊2日で検討していましたが、再度緊急事態宣言の発令により延期となりました。日程は決まっていますが、入試の関係もありますので、おそらく2月か3月になると思いますが、こちらも検討を始めたところです。今後の感染状況によってはまた実施できなく

なる可能性もありますが、常に見直しをしながら実施に向けて準備をしています。

富田委員 : 状況が刻々と変わる中で、計画が延期や中止となり、苦勞されていることは承知しているが、保護者にはその経緯がなかなか伝わらない。検討結果だけでなく、検討を重ねていることを伝えてほしい。

教育長 : 保護者の方々に集まって頂いて説明をするという機会を持つことが難しい状況ですので、文書等を配付し丁寧に説明しています。

和田委員 : 図書カードの配付については、どのような効果があったのか。

学校教育課長 : 3歳から中学生まで、図書カードを配付しました。子どもたちがほしい本を購入することができて良かったとのご意見をいただいています。

熊澤委員 : オリンピック・パラリンピック学校連携観戦事業については、残念ながら中止となったが、購入した帽子は子どもたちに配付したのか。

学校教育課長 : 令和2年度に購入したものは、観戦チケットの枚数に合わせて購入しましたが、今年度、追加で同じものを購入し、小・中学生全員に配付しました。

富田議員 : 河村城跡維持管理事業の支出の内訳は。

生涯学習課副主幹 : 河村城跡駐車場横にある公衆便所の清掃の委託料や消耗品費です。

富田議員 : 河村城跡までの道の草刈りなどの費用は含まれないのか。

生涯学習課副主幹 : 城内の草刈りは文化財保護事業の委託料から支出しています。

副町長 : 河村城址歴史公園ということであれば都市整備課所管になるため維持管理については、両課で連携して対応しています。

富田議員 : 非常にわかりづらいが、一本化されるのか。

副町長 : 河村城跡については文化財として今後も整備する必要があるため十分検討したうえで整理していきたいと思います。

以上で、認定第1号 令和2年度山北町一般会計歳入歳出決算に係る質疑を終了しました。

次に、認定第2号 令和2年度山北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、補足説明はなく直ちに質疑に入りました。

《歳入》

鈴木委員 : 国保会計について、平成30年度から県が運営主体の制度が開始され3年が経過した。相変わらず不納欠損、収入未済額がある状態、そして世帯数は年々減少傾向にあり、収納率は96.1%となっている。

また、令和3年9月補正予算においては、一般会計からの繰り入れを行い編成することとなったが、今後の国保会計運営について、町の考え方は。

保険健康課長 : 平成30年度から都道府県が運営主体となり、スムーズな運営が出来るようになりました。令和2年度の療養給付費等は、コロナウイルス感染症の影響により、受診控えが進み給付は伸びていない状況のなか、一般会計から2千万円繰り入れをしていただき過去に県から借り入れをした金額を返済し、何とか乗り切った状況であります。今後は、9月補正において一般会計から繰り入れる承認をいただいたので、全額返済することができません。

未納額については、例年滞納者は限られており、その方々に少しでも収めていただくよう努力していくとともに、保険税についても今後県内他市町村の状況も踏まえ、検討していきたいと思います。

副町長 : 国民健康保険の財政運営については、4千6百万円程度の収入未済があり滞納整理も一生懸命行っています。国保の運営は国保 加入被保険者からの保険税で運営することは大前提であり重々承知していますが、保険税を上げればさらに収入未済額を増やすことになりかねず、大

変苦慮しています。今後適正に判断していきたいと考えています。

瀬戸恵津子委員 : 不当利得等返納金について内容を伺いたい。

保険健康課長 : 保険給付を受ける事ができないにもかかわらず、保険給付を受けた場合、保険者間での調整や個人へ請求し、国保連合会等から返納されるものです。また交通事故が該当する場合があります。

〈歳出〉

富田委員 : 保険給付費の不用額が多い。不用額となった要因は、コロナに起因するものだけか。

保険健康課長 : コロナの影響によるものが殆どであるが、その他基礎疾患がある方の受診控えがありました。受診を控えた方が重症に至っているという情報はなく、健診の受診率減少にも表れているように、健康に留意されている方が多かったと思われます。

以上で、認定第2号 令和2年度山北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に係る質疑を終了しました。

次に、認定第3号 令和2年度山北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、補足説明はなく直ちに質疑に入りました。

〈歳入〉

瀬戸恵津子委員 : 保険料の不納欠損額が多い。内訳の18件中死亡2件とあるが、死亡を事由とした不納欠損も増えてくるのか。今後増えてくるとしたら、町のきめ細かな対応をお願いしたい。

保険健康課長 : 町の高齢化率も徐々に上がってきていることを考えると、今後若干増えてくると分析しており、日々努力していきたいと思えます。

〈歳出の質疑はありませんでした。〉

以上で、認定第3号 令和2年度山北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決

算に係る質疑を終了しました。

次に、認定第9号 令和2年度山北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、補足説明はなく直ちに質疑に入りました。

《歳入》

瀬戸恵津子委員 : 保険者機能強化推進交付金、保険者努力支援交付金について、取り組みの評価指標の点数や順位はどうか。

保険健康課長 : 保険者機能強化推進交付金は、1,575点満点中637点、保険者努力支援交付金は、870満点中280点でした。今後、さらに評価点を増やすよう、努力していきます。

鈴木委員 : 保険料収納について、介護も国保や後期と同様に時効による不納欠損があると思うが、3年か。また、未納者のサービス利用時の自己負担はどうなるのか。

保険健康課長 : 介護保険料の時効は2年ですが、分割納付分については時効は延長されますので徴収して参ります。また、未納者がサービスを利用する場合には、通常よりも自己負担割合は高くなります。滞納状況にある方のうち、低所得の方は収納に結び付かない場合もあります。

鈴木委員 : 介護サービスを受けられない状況はないと理解している。不納欠損を承知している滞納者がいるという懸念があるが、どのように考えるか。

保険健康課長 : 承知している滞納者の方もいると思います。創設から20年を経過しましたが制度自体に批判的な方もおり、苦慮するケースもありますが、粘り強く丁寧に説明していきます。

鈴木委員 : 制度創設から20年が経過し保険料も上昇してきている中ではあるが、公平な立場で考え、未済額を減らしてほしい。

《歳出》

鈴木委員 : 保険給付費については、要介護認定に係る給付は減少傾向である。

要支援認定に係る予防事業サービスや、高額介護サービスは増加している。これは、どういう状況なのか。

保険健康課長 : 予防のためのサービス利用者が増加、施設入所などの利用は変化がないものとみています。

鈴木委員 : 要介護1から5の方は介護施設入所の方が多いのだが、その給付が減少していることをどう捉えているのか。

保険健康課長 : 介護予防事業の効果もあると考えます。

熊澤委員 : 通所介護予防事業1,099,579円は、コロナウィルス感染症の影響で開催されなかったのか。

保険健康課長 : その通りです。介護予防教室は、感染症のため緊急事態宣言発出により中止期間があったためです。

鈴木委員 : 認知症総合支援事業は一昨年と比べても減少しているが、今後重要になっていくと思うが要因は何か。また、認知症地域支援・ケア向上事業は昨年度からの新しい事業と思うが、こちらも減っている。更に、国は、2024年度までにフレイル予防事業を開始するというが、町においてはどうか。認知症対策費が、減少している要因は何か。

保険健康課長 : 認知症カフェは、2年度は開催できませんでした。フレイル予防事業については、今後の実施に向けて近隣自治体の情報収集に努めています。

鈴木委員 : 認知症カフェ以外の事業はどうか。

保険健康課長 : 社会福祉協議会に、認知症地域支援推進事業を委託しており、中学生を対象に認知症サポーター養成講座を実施しました。

鈴木委員 : 広い町域に対して、地域包括支援センターは1か所であり職員の体制が大変なのは。

保険健康課長 : 相談件数は増えており大変なのは承知しています。一昨年1名

増員しています。更なる増員については、検討していきます。

鈴木委員：地域包括支援センターの委託事業が増加しているが、認知症対策を含め注視してほしい。

保健健康課長：地域包括支援センターとの連携は重要であるため、密に連携を取りながら進めていきたいと考えています。

瀬戸恵津子委員：成年後見制度利用支援事業の減額の要因は。

保険健康課長：2名分の報酬を支払っていましたが1名はお亡くなりになりました。

以上で、認定第9号 令和2年度山北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算に係る質疑を終了し、引き続き総務環境常任委員会所管分も含め採決が行われました。

認定第1号 令和2年度山北町一般会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 令和2年度山北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 令和2年度山北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 令和2年度山北町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 令和2年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 令和2年度山北町山北財産区特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 令和2年度山北町共和財産区特別会計歳入歳出決算認定

については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号 令和2年度山北町三保財産区特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号 令和2年度山北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第10号 令和2年度山北町商品券特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第11号 令和2年度山北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、全員賛成で可決及び認定すべきものと決しました。

[1 2 : 0 3]